別記様式第４号

会　議　等　結　果　報　告　書

会議区分	会　議 ・ 打合せ ・ 協　議	文書番号	２２２２
		復命期日	令和８年３月１６日
名　称	令和７年度第１回上富良野町農業振興審議会		
日　時	令和８年３月１６日（月）13：10～14：10		
場　所	ふらの農協北エリア上富良野事務所　２階会議室		
出席者	農業委員会、ふらの農業協同組合北エリア、ふらの農業協同組合女性部、ふらの農業協同組合北エリア青年部、ふらの農協酪農部会上富良野支部、農用地利用改善組合連絡協議会、上富良野消費者協会、富良野土地改良区、しろがね土地改良区、以上９名（欠席１名：富良野地区森林組合） 事務局（農業振興課）課長、副主幹、担当副主幹		
内容	審議会開催に先立ち、選任された委員に町長より辞令書を交付した。町長挨拶のあと、会長・副会長選任について委員に諮り、会長・副会長を出席委員の承認を得て選任し、会長挨拶の後、議事に入る。 【審議事項】 （１）　令和８年度農業関係予算等について 課長より、令和８年度の農業関係の予算概要について説明した。 〈説明内容〉 〇資料１・２について ・農業振興費 令和８年度予算は 771,912 千円だが、令和７年度の繰越し分があり、786,912 千円が全体での予算となる。地域おこし協力隊は７名おり、そのうち５名卒業は令和８年度中に終了し３組が新規就農の予定である。 収益向上作物については、R7 年度は 900 万円程であったが、1,300 万円に増額し、従来の 1/2 以内の補助に加え就農から３年以内の親元就農を除いた新規就農者に対し 3/4 以内の補助を可能となるよう整備した。また、新たに近年深刻化している高温対策としてメロンを対象とした遮光ネット導入に対しての補助を実施する。こちらを令和７年度予算を繰り越している。 ・畜産費用 昨年度と変更なし ・林業振興費 ヒグマ対策として、近年の発生に伴い緊急銃猟の各種備品を整えたい。 ・耕地総務費 道営土地改良事業 かみふ富島地区 農地整備事業（経営体育成型）において、土地条件の改善を図るため、区画整理による圃場拡大、排水機能及び農業用水・排水		

	施設のパイプライン化がスタートしている。 ・耕地整備費 防災減災事業は９年に渡った事業が令和７年度で終了した。 〇資料２について 資料１の中山間の事業の中で、本年度の一般会計に入らない分を対応している。 〇質疑応答 Q：地域おこしは３年間で終了し、その後の就農のタイミングで農地があればそのまま就農ができるが、農地を取得できなかった場合にもう２年延長など出来ないでしょうか。また、農地取得に関しては、一次公開で良い農地があっても地区で取得されてしまい、地域おこし協力隊まで農地が渡らず取得とはならないことがある。町でも協力願いたい。 A：農業研修は２年間研修などの時間要件があるが、３年間の地域おこし協力隊としての活動が研修としてみることができる。農地が無い場合に、地域おこし協力隊は延長ができないので、２年間を延長ではなく研修を続けるという形となる。いずれにしても農地の取得を目指してほしい。 （２） 第９次農業振興計画に基づく上富良野町農業・農村振興実践プランの中間検証について 農業振興課長より、上富良野町農業・農村振興実践プランの中間検証について、別紙３に基づき説明した。 第９次農業振興計画に基づく上富良野町農業・農村振興実践プランの中間検証について、取組の進捗と今後の実施状況や目標について現状を鑑み再考したい。 新規就農者の取り扱いを検討したいが今後の目標。来年度は実施に加え実施検討としたい。変更部分より説明。 ・1-② 優良農地の確保と耕作放棄地の発生予防については、今後の高齢化と後継者不足による農地の流動化により、農地の集中による営農の圧迫に備え、新規参入者の取り扱いを検討しなければならないことから、次年度は「実施・検討」に変更。 ・1-③ オーバーツーリズム等に対しては関係機関との協力や対策を引き続き実施する必要がある。次年度「実施・検討」へ変更 ・2-① 畜産経営の安定は資材高騰に係る対策については国が実施し、富良野畜産クラスター協議会で新技術の導入を行っている。また、次年度より草地事業を実施することから、「実施・検討」へ変更。 ・3-② リスク管理については、BCP を皆さん作成されていることから検討実施へ。 ・4-③ 中山間事業のスマート農業導入事業について、今は整備した圃場に水管理システムを整備していくことから、検討だけだと間に合わないので、実施しつつ

	研究を進める ・6-① 新たな事業は無かったが今後民泊などのもあり研究検討とする。 ・6-② 三重県津市とも協力し常設販売の協議を進めている。実施しつつ拡大する。「拡大」という言葉は従来使用していないが新設し適用する。 ・6-③ 新たな販路が必要なため、実施拡大とする。 ・6-④ 農産物か工場もあり、道の駅などの新たな施設については検討中であることから ・7-② 実施はし進めてはいるが、第三者継承を含めた新規就農などに支援を実施するは出来てはおりません。新規就農へ繋げるとともに、実施しながら検討実施研究へし、引き続き新規就農者の確保に努める。 ・9-① エゾシカやアライグマは大変増加傾向にあり、研究を外して実施とする。 ・9-② ヒグマ被害も昨今より一層注意が必要となっている。さらなる捕獲体制の強化が必要なことから実施検討研究とする。 ・9-③ 有害鳥獣被害防止対策を促進していくにあたり、検討している暇（いとま）はございませんので、次年度は実施とする。 ○質疑応答 Q:収益向上作物などで、地域おこし隊から新規就農者に変わった時の支援などはあるのか A：親元就農を除いた新規就農者に対し 3/4 以内の補助を可能となるよう整備したため、ハウスや苗代も含め従来の 1/2 より補助率を上げて支援している。 ○その他意見 Q:本計画や実践プランについて、過去どのような経緯で作成されたか伺いたい。 A：町の総合計画に基づき、農業分野における計画として農業振興計画がある。令和６年度から１０年度までを「第９次農業振興計画」で定め、計画の実行性を高めるため「農業実践プラン」がある。計画については令和５年度に本審議会へ町から諮問し答申を行い定めている。実践プランについても令和６年度で計画に対する意見を審議会から頂き策定している。 14 時 10 分閉会とする。